



小平市議会基本条例を制定しました ～議会が変わる！暮らしを変える!!～

地方分権、地方自治の時代にあつて議会の役割はますます重要になっています。

小平市議会では、議会改革の実践を積み上げながら、これからの議会のあり方についての議論を重ね、議会基本条例としてまとめました。

この条例を生かし、議会の市政へのチェック機能をより一層強化し、市民の皆さんとともに考え、提案する議会をつくり上げていきます。

※小平市議会基本条例は、平成26年3月26日の本会議において、全会一致で可決され、同月28日に公布・施行されました。



議会基本条例7つの ポイント

議会機能を活性化させ、
市民生活の向上を目指します。

1 議会報告会を開催します (第6条関係)
◆年2回以上、市民と議会の意見交換を！

2 災害時、速やかに対応します (第13条関係)

◆市長等と連携した災害対策を！

3 議員間の自由討議を行います (第21条関係)

◆議員同士の活発な議論により
市政の課題を明確化し政策提言へ！

4 市長への文書質問を行います (第11条関係)

◆議会として市長等への文書による質問を可能に！

5 請願者は委員会で意見陳述ができます (第5条関係)

◆参考人制度を活用し市民による
趣旨説明を可能に！

6 議長・副議長選挙において所信表明の機会を設けます (第20条関係)

◆所信表明会を行うことで市民にわかりやすく、
より開かれた議会に！

7 市の将来像を示す長期総合計画基本構想を議決します (第14条関係)

◆ほかに都市計画マスタープラン全体構想も議会の
議決対象に！

小平市議会基本条例・前文

地域のことは地域の住民が責任をもって決める地方自治の時代にあつて、小平市議会(以下「議会」という)は、持てる機能を十分に駆使して、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映することが求められている。

議会は、二元代表制の下、直接選挙によって選ばれた議員による市の最高意思決定機関及び議事機関として、市民の生活向上と福祉の充実のため、市民の負託に応える役割と責務を担っている。

そのために議会は、日本国憲法で保障する国民主権の原理に基づき、合議機関としての特性を十分に生かし、市民への情報提供及び市民との情報共有を図りながら市民参加を進め、市政の執行を監視し、市民本位の政策立案や政策提言を積極的に行っていかなければならない。

ここに議会は、住民自治の実現を目指すとともに、小平市自治基本条例(平成21年条例第27号)の議会の責務に基づき、主権は市民にあることを常に自覚し、不断の議会改革を進めることを決意し、この条例を制定する。

条例の構成

附 則	第11章	第10章	第9章	第8章	第7章	第6章	第5章	第4章	第3章	第2章	第1章	前 文
	条例の位置付けと見直し (第34条・第35条)	議会と議会事務局の体制 (第30条～第33条)	政務活動費 (第26条～第28条) 議事活動費 (第29条)	議員の政治倫理、議員定数 及び議員報酬の改正 (第26条～第28条)	委員会の活動 (第24条・第25条)	議員間の自由討議 (第21条～第23条)	議会における審議と議会の 機能強化 (第13条～第20条)	議会と行政との関係 (第10条～第12条)	市民と議会との関係 (第5条～第9条)	議会及び議員の活動原則 (第2条～第4条)	総則 (第1条)	